

4. 規程の制定に関する事項

(1) 個人情報の保護に関する規程

2019年(平成31年)3月25日内閣府の立ち入り検査において、「個人情報保護規程等のセキュリティ対策の規定化」について質問があり、同年4月の理事会で「情報セキュリティに関する規定」を制定したが、個人情報保護及びマイナンバー等特定個人情報の取り扱いは、「情報セキュリティに関する事務局内申し合わせ」のままであったことから、個人情報の保護に関する規定化について、2021年(令和3年)4月24日の第86回理事会において、以下の通り決定し、制定した。

個人情報の保護に関する規程

第86回理事会制定

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人私立大学情報教育協会（以下、「本協会」という。）における「個人情報の保護に関する法律」及び「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）の適正な取扱いに関する基本的事項を定め、これを実施運用することにより、個人情報を適切に保護・管理することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 個人情報

生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

(2) 個人番号（マイナンバー）

住民票コードを返還して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。

(3) 特定個人情報

個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

(4) 特定個人情報等

特定個人情報及び関連情報を併せたものをいう。

(5) 個人番号関係事務

他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。

(6) 個人情報データベース

個人情報を含む情報の集合で、コンピュータを用いて検索することができるよう体系的に構成したものの他、紙面で目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。

(7) 個人データ

個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

(8) 役職員等

本協会に所属するすべての理事、監事、職員及びアルバイトをいう。

(9) 個人情報管理責任者

本協会の会長によって指名された者であって、個人情報保護に関する法令遵

守に関する責任と権限を有するものとする。

(10) 本人

当該個人情報によって識別される、又は識別され得る生存する特定の個人をいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、すべての役職員等に適用する。また、退職後においても在任又は在籍中に取得・アクセスした個人情報については、この規程に従うものとする。

(個人情報管理責任者)

第4条 個人情報の適正な管理及び安全保護を図るため、本協会の事務局長を個人情報管理責任者とする。

2 個人情報管理責任者は、この規程の適正な実施及び運用を図り、個人情報が外部に漏洩、不正、改竄されること等がないように管理する責を負う。

(個人情報の利用目的)

第5条 本協会が保有する特定個人情報を除く個人情報は、本協会事業の遂行上必要な範囲内とし、次の公益活動に利用するものとする。

(1) 私立大学における情報通信技術活用による教育改善の調査及び研究、公表・促進

(2) 私立大学における情報教育の改善充実に関する調査及び研究、公表・促進

(3) 私立大学における情報環境の整備促進に関する調査及び研究、公表・推進

(4) 大学連携、产学連携による教育支援の振興及び推進

(5) 大学職員の職能開発及び大学教員の表彰

(6) この法人の事業に対する理解の普及

(7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 利用目的を変更する場合には、改めて本人に利用目的を明示し、同意を得なければならない。

3 本協会が保有する特定個人情報は、次の目的及び範囲においてのみに利用するものとする。

(1) 目的

① 役職員等(扶養家族を含む)に係る個人番号関係事務

ア 給与所得・退職所得の源泉徴収票作成事務

イ 雇用保険届出事務

ウ 労働者災害補償保険法に基づく請求に関する事務

エ 健康保険・厚生年金保険届出事務

オ 財産形成住宅貯蓄・財産形成年金貯蓄に関する申告書届出書及び申込書作成事務

カ 国民年金の第三号保険者の届出事務

キ その他、上記に付随する手続事務

② 役職員等以外の個人に係る個人番号関係事務

ア 報酬・料金等の支払調書作成事務

イ 不動産の使用料等の支払調書作成事務

(2) 範囲

① 役職員等及び配偶者並びに扶養家族に係る個人番号関係事務に関して取得した個人番号及び個人番号とともに管理される氏名、生年月日、性別、住所等

② 役職員等以外の個人に係る個人番号関係事務に関して取得した個人番号及び個人番号とともに管理される氏名、生年月日、性別、住所等

③ 税務署、公共職業安定所、日本年金機構、健康保険組合、労働基準監督署、市区町村等に提出するため作成した源泉徴収票等、健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届・喪失届等、法定調書、その他書類等及びこれらの控え
(個人情報の取得の制限)

第6条 個人情報の収集は、適正かつ公正な手段により行わなければならない。

2 個人情報は、次に掲げる場合を除き、本人から直接取得するものとする。

- (1) 本人に同意があるとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- (5) その他本人以外の者から収集することに、相当の理由があるとき。

3 本人から直接に個人情報を取得する場合には、書面又はこれに代わる方法によつて通知し、本人の同意を得なければならない。

(個人情報の提供の制限)

第7条 法令で定める場合を除き、個人情報は第三者に提供してはならない。

2 前項の定めにかかわらず、本協会の業務を遂行するために一部又は全部を第三者に委託する必要がある場合には、次に掲げる条件を満たす業務委託先に限り、本人が事前承諾した利用目的の範囲内において、個人情報を当該業務委託先に提供できるものとする。

- (1) 社会通念上相当な事業活動を営む者であること。
- (2) 個人情報の保護に関し、本規程と同等以上の規程を有し、かつその適正な運用及び実施がなされている者であること。
- (3) 本協会との間に、適正な内容の個人情報の保護に関する定めを締結し、これを遵守することが見込まれる者であること。

(個人情報の正確性の確保)

第8条 個人情報は、利用目的達成に必要な範囲内において、常に正確かつ最新の内容に保つよう管理運営しなければならない。

(個人情報の安全管理)

第9条 個人情報管理責任者は、漏洩、毀損、改ざん、滅失の防止その他適切な管理を行うために、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 個人情報の実務を取扱う本協会職員に対する本規程の遵守・指導・監督
- (2) 委託先に対する監督として、次の内容を契約書等に記載
 - ① 当該個人データの取扱いを通じて知り得た個人データの漏洩、又は盗用、個人データの加工(委託契約の範囲内のものを除く。)、改ざん等の禁止
 - ② 個人データの複写又は複製(安全管理上必要なバックアップを目的とするもの等委託契約範囲内のものを除く。)の禁止
 - ③ 個人データ漏洩等の事故が発生した場合における本協会への報告義務
 - ④ 利用目的達成後の個人データの返却又は委託先における廃棄若しくは削除
 - ⑤ 個人データの漏洩等の事故が発生した場合における委託先の責任
 - ⑥ 委託契約期間

(個人情報等の消去・廃棄)

第10条 保有する必要がなくなった個人情報等については、直ちに当該個人情報を消去・破棄しなければならない。

(通報及び調査義務等)

第11条 役職員等は、個人情報が外部に漏洩していることを知った場合又はそのおそ

れがあると気づいた場合には、直ちに個人情報管理責任者に通報しなければならない。

2 個人情報管理責任者は、個人情報の外部への漏洩について役職員等から通報を受けた

場合には、直ちに事実関係を調査しなければならない。

(報告及び対策)

第 12 条 個人情報管理責任者は、前条に基づく事実関係の調査の結果、個人情報が外部に漏洩していることを確認した場合には、直ちに次の各号に掲げる事項を関係機関に報告しなければならない。

(1) 漏洩した情報の範囲

(2) 漏洩先

(3) 漏洩した日時

(4) その他調査で判明した事実

2 個人情報管理責任者は、関係機関とも相談の上、当該漏洩についての具体的対応及び対策を講じるとともに、再発防止策を策定しなければならない。

(自己情報に関する権利)

第 13 条 本人から自己の情報について開示を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応じるものとする。また、開示の結果、誤った情報があり、訂正又は削除を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応じるとともに、訂正又は削除を行った場合は、可能な範囲内で当該個人情報の受領者に対して通知を行うものとする。

(個人情報の利用又は提供の拒否権)

第 14 条 本協会がすでに保有している個人情報について、本人からの自己の情報についての利用又は第三者への提供を拒まれた場合は、これに応じるものとする。但し、次に掲げるいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 法令の規定による場合

(2) 本人又は公衆の生命、健康、財産などの重大な利益を保護するために必要な場合

(苦情の処理)

第 15 条 本協会の個人情報の取扱いに関する苦情の窓口業務は、事務局全体が担当する。

2 個人情報管理責任者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備並びに支援を行う。

3 個人情報管理責任者は、適宜、苦情の内容について会長に報告するものとする。

(改廃)

第 16 条 この規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 24 日より施行する。